

## 9 施設

各施設への入所を希望される場合は、それぞれの窓口へご相談ください。

### 児童の施設

#### ○ 福祉型障害児入所施設

内 容	18歳未満の障害のある児童が入所し、日常生活に必要な知識や技能などについての指導、訓練を受けます。
県内施設	信濃学園(松本市)
窓 口	松本児童相談所 電話91-3370 fax92-1550

#### ○ 医療型障害児入所施設(旧肢体不自由児施設・重症心身障害児施設)

内 容	18歳未満の知的障害の児童、上肢・下肢又は体幹の機能に障害のある児童、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する児童が入所し、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、治療を受けます。
県内施設	まつもと医療センター(松本市)、東長野病院(長野市) 信濃医療福祉センター(下諏訪町)、稲荷山医療福祉センター(千曲市) 小諸高原病院(小諸市)
窓 口	松本児童相談所 電話91-3370 fax92-1550

### 身体障害者の施設

総合支援法制度対象

(一部対象外施設があります)

#### ○ 盲人ホーム

内 容	あん摩師、はり師又はきゅう師免許を有する視覚障害者で、自営又は雇用されることが困難な方に必要な技術指導を行い、自立更生を目指す施設です。
市内施設	長野県盲人ホーム 電話32-5632 (松本市旭2-11-39)県視覚障害者福祉センター内
窓 口	長野県視覚障害者福祉協会 電話32-5632 fax32-7854

#### ○ その他 身体障害者福祉工場 【自立支援制度対象外】

(通勤事情等のため一般企業へ就職することの困難な車いす障害者等のための工場)

### 障害者支援施設

総合支援法制度対象

内 容	これまでは、身体障害、知的障害、精神障害の障害ごと、目的ごとに分かれた施設が設置・利用されてきました。 障害者総合支援法が施行され3障害の区別なく入所ができ、主に夜間に、入浴、食事、排せつ等の介護を行います。
近隣施設	松本圏域内の施設については、別冊「事業所一覧」に記載されていますので、ご確認ください。
窓 口	障害福祉課 電話34-3212 fax36-9119 西部福祉課 電話92-3002 fax92-7112